<u>クイーンズランド補習校ブリスベン校での就学に関する確認書</u> (2023 年度)

この書面は、クイーンズランド補習校ブリスベン校での就学に際して、保護者の方々の理解を確認するものです。内容についてご理解頂き、通学される幼児・児童・生徒がこの趣旨に則った行動をとって頂くことについて、保護者としての責任を負って頂くものです。何かご質問のある方は運営委員会までお問い合わせ下さい。

1. 当補習校の位置付け

当補習校は、主として海外の現地校に通学する日本人の子女である幼児・児童・生徒が日本へ帰国後、日本国内の学校に再び編入した際にスムーズに適応できるよう、日本への基幹教科の教育内容を日本語によって学習する為に設立された教育施設です。従って、当校では①日本の教科書を使用し、②文部科学省で定められた学習指導要領に則って教育を行います。但し、日本に帰国する意思のない永住者や外国籍の子女であっても、当校の教育内容を理解し、日本語による授業に支障がなく、かつ当校で定める規則に従って就学する限り、入学・編入を認めることができるものとします。

2. 当補習校における教育

当校は日本語を教える日本語学校ではなく、日本の該当学年相応の日本語能力を有していることを前提に、日本の該当学年の学習指導要領に基づいた教育を行う補習授業校です。 編入学年は、日本での該当学年に準ずるものとします。よって、当該授業に対応できる日本語能力を有しない場合には、入学・編入を許可しないこともあります。

当校の教員は、補習授業日に教員として授業を行うことを契約していますが、普段は別途職業に就いていたり、該当教員免許を有していなかったりする場合もあります。補習校での授業を適切に遂行する熱意と能力を有することは確認していますが、それ以外の範囲についてはその職務に含まれておらず、日本での学校における教員とは明らかに位置付けが異なります。従って、子供に対する家庭での学習指導、授業日の登校指導は保護者の責任として厳格に遂行されなければなりません。

3. 当補習校の運営

当補習校は、在外教育施設と呼ばれる私立教育施設で、日本政府より支援を受け、日本 国憲法第26条に定められる義務教育内容の一部を提供しています。私立であるため補習校 の就学はあくまでも任意であり、補習校の定員および幼児、児童、生徒の受け入れの可否 については、運営委員会が決定することができます。

当補習校の運営は、Japanese Club of Brisbane (以下、JCB) が母体となっており、JCB で選出される教育担当理事が、運営委員会の運営委員長、副運営委員長に就任します。よって、当校に就学する為にはその保護者が JCB の会員となり、会費を納めることが条件です。また、教育方針、授業計画の策定等の学校組織の運営は、日本政府からの派遣教員である校長に委託されています。教員の採用は、校長の意見具申に基づいて運営委員会が行います。

当補習校は、全くの非営利団体であり、学校運営の多くの部分を幼児・児童・生徒の保護者の集まりである保護者会による支援に依存しています。よって、学校運営に関する保護者会としての活動に参加することは保護者の義務であり、授業料を納入している、あるいは、仕事がある等の理由によってこの義務を免れることは許容されません。

また、当補習校は、その活動中の幼児・児童・生徒の安全確保にはできるだけの努力を払うものとしますが、何らかの理由によって怪我、病気、死亡等の事故が起こったとしても、別途提出される免責同意書の通り、補習校及びその運営母体である JCB の関係者が責任を負うことは一切ありません。補習校として最低限の傷害保険に加入してはいますが、適用範囲が限定されていることから、基本として、怪我、病気の治療費は個々の責任で手配される必要があります。

当補習校に就学する幼児・児童・生徒の保護者は、クイーンズランド補習授業校学校要覧に含まれるクイーンズランド補習授業校規則及び同保護者会規約、並びに「学校での決まり」を遵守し、子女に対しても当該規則・決まりを遵守せしめることに責任を負うものとします。また、これらに違反した場合には、上記補習授業校規則第53条の規定による懲戒を受け入れるものとします。

当補習授業校に就学する幼児・児童・生徒の保護者は、本書面記載の全ての事項について理解、承諾するものとし、その上で補習授業校への入学および更新の手続きを申請するものとします。

以上

お問い合わせ先

クイーンズランド補習授業校 ブリスベン校運営委員会